

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定による措置命令を行ったため、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年 6 月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 1 消防対象物

所在地 静岡市清水区鳥坂543番地の1

名 称 World Trading Japan 山口 崇明（1階倉庫部分に限る。）

### 2 命令を受けた者

所在地 静岡市駿河区東新田一丁目12番20号 メゾンドクリエ 305号

名 称 山口 崇明

### 3 命令事項

上記消防対象物に貯蔵されている指定数量以上の危険物第四類第1石油類(非水溶性液体)を速やかに除去すること。

### 4 命令の理由

消防法第10条第1項の規定により指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならないが、取扱所以外の場所である倉庫内東側入口付近、倉庫東側底下及び同底下に駐車された車両の荷台において、ガソリンを鉄製容器にて指定数量以上貯蔵していること。